

川西市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後					変 更 前				
1～3略					1～3略				
2. 中心市街地の位置及び区域					2. 中心市街地の位置及び区域				
3. 中心市街地の活性化の目標					3. 中心市街地の活性化の目標				
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項				
[1]～[2] (1) 略					[1]～[2] (1) 略				
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業					(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 56: 藤ノ木さんかく広場デザイン舗装事業 (略)	(略)	(略)	(略)		●事業名 56: 藤ノ木さんかく広場デザイン舗装事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
●事業名 <u>61: JR川西池田駅-阪急川西能勢口駅連絡橋屋根更新工事</u>	<u>川西市</u>	<u>JR川西池田駅から阪急川西能勢口駅を結ぶ連絡橋の屋根を新しく更新することで、歩行者の快適な通行と安全性を向上させ、中心市街地全体の回遊性向上を図る。</u>	●支援措置 <u>中心市街地再活性化特別対策事業</u>		<u>新規追加</u>				
●事業内容 <u>JR川西池田駅から阪急川西能勢口駅を結ぶ連絡橋の屋根を更新する。</u>		<u>中心市街地の回遊性を高める本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に寄与する事業である。</u>	●支援期間 <u>令和5年度～</u>						
●実施時期 <u>令和5年度～</u>									
(2) ②～(4) 略					(2) ②～(4) 略				
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項					5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項				
[1]～[2] 略					[1]～[2] 略				
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業					(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 7: 川西北幼稚園・川西北保育所の一体化施設整備 (略)	(略)	(略)	(略)		●事業名 7: 川西北幼稚園・川西北保育所の一体化施設整備 (略)	(略)	(略)	(略)	
●事業名	川西市	少子化や核家族化の進行など	●支援措置		●事業名	川西市	少子化や核家族化の進行など	●支援措置	

<p>8: <u>こども若者相談センターの運営</u></p> <p>●事業内容 地域子育て支援拠点の運営や相談事業、支援の必要な家庭へのサポート等、妊娠・出産・子育て期の支援を行う。</p> <p>●実施時期 平成30年度～</p>		<p>による子育て中の親の孤独化や不安感を緩和し、子どもの健全な成長を促進するための事業として位置付けており、子育て中の親子が気軽に集い、不安や悩みを相談できる場を提供すること等により、暮らしやすい中心市街地を創造する。</p> <p>中心市街地において魅力的な場の提供を行う本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>子ども・子育て支援交付金</p> <p>●実施時期 平成27年度～</p>	
---	--	---	--	--

(4) 略

6. 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1]～[2] 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 21:コワーキングスペース運営支援事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	
<p>●事業名 22:かわにし健幸マイレージ事業</p> <p>●事業内容 民間事業者や他市町と協力し、歩くことで健康になることを目的とした健幸マイレージ事業を実施する。歩く仕掛けとして、市内協力店で使用できる商品券を導入する。</p> <p>●実施時期 平成26年度～<u>令和4年度</u></p>	<p>川西市、新潟県見附市、千葉県長生郡白子町、民間事業者</p>	<p>中心市街地において、「歩くこと」で健康になることを目的とした健幸マイレージ事業を実施することで、回遊性を創出する。また、中心市街地内で実施するソフト事業と連携した取り組みを検討することにより、さらなるにぎわいを創出する。</p> <p>中心市街地への来街者を増やし、にぎわいを創出する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 地方創生推進交付金</p> <p>●実施時期 平成30年度～令和4年度</p>	

<p>8: <u>こども・若者ステーションの運営</u></p> <p>●事業内容 地域子育て支援拠点の運営や相談事業、支援の必要な家庭へのサポート等、妊娠・出産・子育て期の支援を行う。</p> <p>●実施時期 平成30年度～</p>		<p>による子育て中の親の孤独化や不安感を緩和し、子どもの健全な成長を促進するための事業として位置付けており、子育て中の親子が気軽に集い、不安や悩みを相談できる場を提供すること等により、暮らしやすい中心市街地を創造する。</p> <p>中心市街地において魅力的な場の提供を行う本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>子ども・子育て支援交付金</p> <p>●実施時期 平成27年度～</p>	
--	--	---	--	--

(4) 略

6. 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1]～[2] 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 21:コワーキングスペース運営支援事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	
<p>●事業名 22:かわにし健幸マイレージ事業</p> <p>●事業内容 民間事業者や他市町と協力し、歩くことで健康になることを目的とした健幸マイレージ事業を実施する。歩く仕掛けとして、市内協力店で使用できる商品券を導入する。</p> <p>●実施時期 平成26年度～</p>	<p>川西市、新潟県見附市、千葉県長生郡白子町、民間事業者</p>	<p>中心市街地において、「歩くこと」で健康になることを目的とした健幸マイレージ事業を実施することで、回遊性を創出する。また、中心市街地内で実施するソフト事業と連携した取り組みを検討することにより、さらなるにぎわいを創出する。</p> <p>中心市街地への来街者を増やし、にぎわいを創出する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 地方創生推進交付金</p> <p>●実施時期 平成30年度～令和4年度</p>	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 12:川西能勢口駅東地区再生事業（再掲） （略）	（略）	（略）	（略）	
●事業名 34:生涯学習短期大学レフネック運営事業及び高齢者大学りんどう学園開設事業 ●事業内容 生涯学習の支援事業として、レフネックは市内在住・在勤者を対象に、りんどう学園は市内在住の60歳以上を対象にそれぞれ2年間の学習の場を提供している ●実施時期 レフネックは平成6年度～ 令和4年度 、りんどう学園は昭和59年度～ 令和4年度	川西市	自己の充実や生きがいの創出を図るための生涯学習の支援事業を実施し、アステ市民プラザへの来館を促進することで、にぎわいを創出する。 中心市街地への来街者を増やす本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

8. 略

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

(別紙の通り)

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

①略

②川西市中心市街地活性化基本計画策定連絡会議の設置

川西市中心市街地活性化推進に関する庁内連絡会議委員名簿

役職	所属
会長	市民環境部長
副会長	市民環境部副部長
委員	企画財政部 副部長
委員	福祉部副部長
委員	都市政策部副部長

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 12:川西能勢口駅東地区再生事業（再掲） （略）	（略）	（略）	（略）	
●事業名 34:生涯学習短期大学レフネック運営事業及び高齢者大学りんどう学園開設事業 ●事業内容 生涯学習の支援事業として、レフネックは市内在住・在勤者を対象に、りんどう学園は市内在住の60歳以上を対象にそれぞれ2年間の学習の場を提供している ●実施時期 レフネックは平成6年度～、りんどう学園は昭和59年度～	川西市	自己の充実や生きがいの創出を図るための生涯学習の支援事業を実施し、アステ市民プラザへの来館を促進することで、にぎわいを創出する。 中心市街地への来街者を増やす本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

8. 略

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

(別紙の通り)

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

①略

②川西市中心市街地活性化基本計画策定連絡会議の設置

川西市中心市街地活性化推進に関する庁内連絡会議委員名簿

役職	所属
会長	市民環境部長
副会長	市民環境部副部長
委員	総合政策部 副部長
委員	福祉部副部長
委員	都市政策部副部長

委員	土木部副部長
委員	教育推進部副部長
委員	こども未来部副部長

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

①略

②構成員及び開催状況

(i) 構成員

	区分	団体名	役職	法令根拠
1	経済活力の向上	川西市商工会	会長	法第15条第1項第2号イ
2	同上	<u>川西市</u>	副会長	<u>法第15条第4項第3号</u>
3	(略)	(略)	(略)	(略)
5	経済活力の向上	<u>(一財)川西市まちづくり公社</u>		<u>法第15条第1項第2号ロ</u>
6	(略)	(略)	(略)	(略)

(ii) 開催状況

開催年月日	会議名・議題等
(略)	(略)
令和4年12月16日	・川西市中心市街地活性化基本計画の一部変更について
<u>令和5年4月26日</u>	<u>第37回協議会</u> ・ <u>令和4年度事業報告及び会計決算報告について</u> ・ <u>令和5年度事業計画(案)及び会計予算(案)について</u> ・ <u>協議会規約改定(案)について</u> ・ <u>協議会構成委員の見直し(案)について</u> ・ <u>役員改選について</u>

(iii) 法第15条各項の規定に適合していること

(略)

・第1項第2号の規定に基づき、当該中心市街地における経済活動の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、「川西市商工会」を組織の構成員としています。

(略)

(iv) 略

[3] 略

委員	土木部副部長
委員	教育推進部副部長
委員	こども未来部副部長

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

①略

②構成員及び開催状況

(i) 構成員

	区分	団体名	役職	法令根拠
1	経済活力の向上	川西市商工会	会長	法第15条第1項第2号イ
2	同上	<u>(一財)川西市まちづくり公社</u>	副会長	<u>法第15条第1項第2号ロ</u>
3	(略)	(略)	(略)	(略)
5	経済活力の向上	<u>川西市</u>		<u>法第15条第4項第3号</u>
6	(略)	(略)	(略)	(略)

(ii) 開催状況

開催年月日	会議名・議題等
(略)	(略)
令和4年12月16日	・川西市中心市街地活性化基本計画の一部変更について
<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>

(iii) 法第15条各項の規定に適合していること

(略)

・第1項第2号の規定に基づき、当該中心市街地における経済活動の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、「川西市商工会」、「一般財団法人川西市まちづくり公社」を組織の構成員としています。

(略)

(iv) 略

[3] 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] ~ [2] 略

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

①公共施設の有効活用

分類	中心市街地内立地施設
(略)	(略)
福祉施設、医療施設	保健センター、予防歯科センター（キセラ川西プラザ内）、ふれあい歯科診療所（キセラ川西プラザ内）、 <u>こども若者相談センター</u> （キセラ川西プラザ内）
(略)	(略)

[4] 都市機能の集積のための事業等

◆都市機能集積に係わる事業

番号	都市機能集積に係わる事業	概要
(略)	(略)	(略)
都市福祉施設を整備する事業	6	(仮称)市立総合医療センターキセラ川西センター整備事業 市北部から市立川西病院を移設し、キセラ川西地区の都市機能を増進。
	7	川西北幼稚園・川西北保育所の一体化施設整備 川西北幼稚園・川西北保育所の一体化した、幼保連携型認定こども園を整備。
	8	<u>こども若者相談センター運営事業</u> 地域子育て支援拠点の運営や相談事業、支援の必要な家庭へのサポート等、妊娠・出産・子育て期の支援を行う。
	9	民間保育施設整備補助事業 待機児童の解消に向けて、民間保育施設整備に係る経費に対して補助を実施し、住みやすいまちづくりをめざす。
(略)	(略)	(略)

11 ~ 12. 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] ~ [2] 略

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

①公共施設の有効活用

分類	中心市街地内立地施設
(略)	(略)
福祉施設、医療施設	保健センター、予防歯科センター（キセラ川西プラザ内）、ふれあい歯科診療所（キセラ川西プラザ内）、 <u>こども・若者ステーション</u> （キセラ川西プラザ内）
(略)	(略)

[4] 都市機能の集積のための事業等

◆都市機能集積に係わる事業

番号	都市機能集積に係わる事業	概要
(略)	(略)	(略)
都市福祉施設を整備する事業	6	(仮称)市立総合医療センターキセラ川西センター整備事業 市北部から市立川西病院を移設し、キセラ川西地区の都市機能を増進。
	7	川西北幼稚園・川西北保育所の一体化施設整備 川西北幼稚園・川西北保育所の一体化した、幼保連携型認定こども園を整備。
	8	<u>こども・若者ステーション運営事業</u> 地域子育て支援拠点の運営や相談事業、支援の必要な家庭へのサポート等、妊娠・出産・子育て期の支援を行う。
	9	民間保育施設整備補助事業 待機児童の解消に向けて、民間保育施設整備に係る経費に対して補助を実施し、住みやすいまちづくりをめざす。
(略)	(略)	(略)

11 ~ 12. 略